

審 査 基 準

平成27年3月13日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第19条第4項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項 (運搬証明書の再交付の申請) 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条 (運搬証明書の再交付の申請)、同第8条 (運搬の届出等の経由)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全企画課 営業指導支援係 (電話 018-863-1111 内 3053、3054)
備 考 :